

PHYSICAL RESTRAINT POLICY

身体拘束等の適正化のための指針

お子さまの身体を押さえる、部屋から出られないようにするといった行為は、原則として行いません。例外的に行う場合の条件と手続き、行わないための工夫を定めたものです。



CONTENTS

目次

身体拘束等の適正化のための指針

Chapter 01	基本方針	3
------------	------------	---

Chapter 02	身体拘束にあたる行為	5
------------	------------------	---

Chapter 03	やむを得ず行う場合の3つの要件	7
------------	-----------------------	---

Chapter 04	行う場合の手続きと記録	9
------------	-------------------	---

Chapter 05	委員会と研修	11
------------	--------------	----

Chapter 06	拘束をしないための工夫	13
------------	-------------------	----

この指針は、指定通所支援の運営基準にもとづいて定めています。運営基準では、身体拘束等の適正化のための指針の整備、委員会の開催、研修の実施が求められています。

身体拘束は、要件と手続きを満たさなければ身体的虐待にあたります。あわせて「虐待の防止のための指針」をご覧ください。

Chapter

01

基本方針

pocopoco は、お子さまの身体を拘束することを原則として行いません。



pocopoco の考え方

身体拘束は、お子さまの心と体に深い影響を残します。安全のためと思って行ったことが、事業所を怖い場所にしてしまうことがあります。

まず、拘束が必要にならない環境と関わり方を工夫します。

そのうえで、命に関わる場面など、やむを得ず行わざるを得ない場合があります。その場合でも、あとから振り返って検証できる形で、手続きを踏んで行います。

WHY IT MATTERS

身体拘束がもたらすもの

01 体への影響

押さえつけられることで、けがや痛みが生じることがあります。動きを止められる時間が長いほど、体への負担は大きくなります。

02 心への影響

怖さや不安、悔しさが残ります。大人や事業所への信頼が損なわれ、その後の支援が入りにくなります。

03 支援への影響

拘束で行動を止めても、その行動の理由は解決しません。同じ場面が繰り返され、拘束に頼る状態が続いてしまいます。

※ 身体拘束を行わないことは、職員の「がまん」ではなく、事業所の仕組みと支援の工夫で実現するものです。

Chapter

02

身体拘束にあたる行為

名前を変えても、中身が同じであれば身体拘束です。



次のような行為は身体拘束等にあたります。

区分	行為
体を固定する	車いすやいすに、ひも等で体を固定する
動きを止める	手や体を押さえて、動きを止める
離れられなくする	手をつかんで、活動の場から離れられないようにする
閉じ込める	部屋の出入口に鍵をかける、家具でふさぐなどして、部屋から出られないようにする
脱げない衣服	つなぎ服や手袋等を着けて、自分で脱げないようにする
薬で抑える	行動を落ち着かせるために、本来必要のない薬を使う（過剰な向精神薬の使用）
言葉で縛る	「そこにいなさい」と繰り返し言い、心理的に動けなくする（スピーチロック）

GRAY ZONES

迷いやすい場面

場面	考え方
道路への飛び出しを、とっさに手をつかんで止めた	命を守るための一瞬の行為です。ただし、どんな場面だったかを記録し、飛び出しが起きない環境や送迎の手順を委員会で検討します。
活動に戻すために、手を引いて連れていく	お子さまが嫌がっているのに続ければ、身体拘束にあたります。活動の内容や進め方を見直します。
落ち着くまで別の部屋で過ごしてもらう	お子さまが自分で出られる状態であれば拘束ではありません。扉を押さえる、出ようとするのを止めると拘束にあたります。

※ 判断に迷う場合は、一人で決めず、管理者へ相談します。迷った事例は委員会で取り上げます。

Chapter

03

やむを得ず行う 場合の3つの要件

3つの要件を「すべて」満たす場合に限りま。1つでも欠ければ行いません。



01 切迫性

お子さま本人または他の人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「危ないかもしれない」では足りません。

02 非代替性

身体拘束以外に方法がないこと。人を増やす、環境を変える、活動を変えるなど、ほかの手立てをすべて検討したうえで、それでも方法がない場合に限ります。

03 一時性

必要最小限の時間であること。「今日一日」ではなく、危険が去るまでの短い時間です。

要件の判断は、組織で行います

3つの要件を満たしているかどうかは、その場にいる職員一人の判断にしません。身体拘束適正化検討委員会で検討し、組織として決めます (Chapter 04)。

Chapter

04

行う場合の手続きと記録

3要件を満たしていても、手続きを踏まずに行うことはできません。



PROCEDURE

手続き

1

組織として決める

身体拘束適正化検討委員会

個人の判断で行いません。委員会で、どのような場合にどのような方法で行うかを検討し、組織として決定します。

2

保護者へ説明し同意を得る

管理者・児童発達支援管理責任者

どのような場面で、どのような方法を、どのくらいの時間行うのか、なぜほかに方法がないのかを事前に十分に説明し、書面で同意をいただきます。

3

個別支援計画に記載する

児童発達支援管理責任者

個別支援計画に、拘束の内容と、拘束をなくしていくための取り組みをあわせて記載します。

4

そのつど記録する

実施した職員

実施した内容を、下の項目にそって記録します。記録は事後に検証するためのものです。

5

解除に向けて検討する

身体拘束適正化検討委員会

続けることを前提にしません。定期的に、まだ必要かどうか、やめるために何を変えられるかを検討し、記録します。

RECORD

記録する項目

項目	書くこと
日時・時間	行った日、始めた時刻と終えた時刻
場所と方法	どこで、どのような方法で行ったか
お子さまの様子	行う前、行っているあいだ、終えたあとの心身の状況
理由	やむを得なかった理由。3要件のそれぞれにあてはまると判断した根拠
保護者への報告	いつ、誰が、どのように報告したか

※ 拘束は、要件にあてはまらなくなった時点で速やかに解除し、ご家族へ報告します。

Chapter

05

委員会と研修

拘束を減らし、なくしていくための仕組みです。



COMMITTEE

身体拘束適正化検討委員会

区分	担当
委員長	管理者
委員	管理者を除く全職員

※ 虐待防止委員会と同じ構成で、一体的に運営しています。

01 拘束の有無と記録の確認

身体拘束を行った事例がないか、記録が要件と手続きにそっているかを確認します。

02 事例の検証と解除の検討

拘束を行った、または行いそうになった場面を取り上げ、原因と、拘束をしないための方法を検討します。

03 指針の見直しと研修の企画

この指針を見直し、研修の内容を決めます。

項目	内容
開催	年1回以上。身体拘束を行ったときは、そのつど開催します
記録	議事録を作成し、保管します
周知	結果は、欠席した職員を含む全職員に議事録で伝えます

TRAINING

研修

対象	時期	内容
全職員	年1回以上	身体拘束にあたる行為、3要件と手続き、拘束をしないための工夫
新しく入った職員	入職時	この指針の読み合わせ

Chapter

06

拘束をしないための工夫

拘束が必要になる場面のほとんどは、環境や進め方を変えることで減らせます。



工夫	具体的に
見通しを持てるようにする	次に何をするかを、絵や写真で先に伝える
切り替えを予告する	活動を急に止めない。終わりを前もって伝える
刺激を減らす	音・光・人の多さが原因になっていないかを確認する
活動を見直す	その活動がお子さまに合っているかを見直す。難しすぎる課題は行動として現れる
危険を取り除く	危険な場所や物を、物理的に取り除く
配置を変える	職員の配置を変え、一対一で落ち着ける場面をつくる
行動の意味を考える	困った行動が何を伝えようとしているのかを、チームで検討する

REVIEW

この指針の閲覧と見直し

この指針は事業所内に掲示するとともに、ホームページで公表します。保護者の方は、いつでもご覧いただけます。

年1回以上、委員会で見直します。身体拘束を行った場合、または研修や日々の支援のなかで課題が見つかった場合は、そのつど改定します。